

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

1 八四年秋季年末闘争

総評の秋季年末闘争方針

総評は、八四年七月の定期大会で秋季闘争方針大綱として、(1)時短を中心とする総合労働条件確立の闘い、(2)教育改革闘争のとりくみ、(3)反戦・平和闘争、(4)医療・年金を軸とした社会保障闘争の強化、(5)予算要求闘争などを中心課題とした方針を決定した。その後、九月二七日の第一回拡大評議会で「秋年闘争方針」を決めた。方針のなかでは、つぎの課題が主要な柱として提起された。

1 一〇月を時短月間とし、全組合が秋期闘争において時短闘争にとり組む。闘争目標としては、三大連休の実現——年末年始休暇七日、太陽と緑の週(四月二九日～五月五日)、夏休み七日の三大連休を協約闘争、法改正、年次有給休暇取得の組み合わせで実現する。

2 今後一年間にわたり(1)核保有国の核軍縮、(2)非核三原則の堅持、(3)平和憲法改悪阻止、(4)軍事費の削減、(5)被爆者援護法の制定などを目標に、全国各地で有効かつ可能な行動を展開する。

3 人勧完全実施の闘いを展開、公労協をも含めた全労働者の闘いとしてとりくむ。この闘いとともに反行革闘争を国民生活の防衛・改善をめざす闘いと結合させてすすめる。また、教育改革闘争は「臨教審反対、みんなで教育改革を」の基本姿勢を堅持しつつ、運動の強化発展をめざす。

4 軍事費を聖域化した社会保障、福祉予算切りすての六〇年度予算案に対する対政府交渉の強化、通常国会での年金改悪阻止闘争の展開。

5 実効ある男女雇用平等法を実現する。労働四団体・全民労協間の統一してとりくむ態勢の強化、野党共闘の確立等のため、一一月一日から一二月三十一日までの二ヵ月を「婦人の働く権利を確立する運動」強化月間として設定して、集中的なとりくみを行う。雇用保障闘争に関して当面、パート、派遣労働問題のとりくみを強化する。

同盟の「八四国民生活を豊かにする運動」方針

同盟は、七月一二日の第五八回中央評議会の方針決定をうけ、七月二六日の執行評議会で「八四国民生活を豊かにする同盟の運動」を決定した。方針の要旨はつぎのとおり。

- 1 地方行革の取り組みを強化し、「地方の臨調」的審議機関の設置を求め、労働組合の参画をはかっていくなど、地方における行革推進運動の定着をはかる。
- 2 時短については、時間外労働の規制、年次有給休暇の完全取得を中心に取り組むとともに、「太陽と緑の週」(四月二九日～五月五日)の連続休暇の法制定を求める。
- 3 人勧完全実施にむけ、同盟独自、あるいは他の労働団体とも政労交渉を展開する。

4 予算編成については一律マイナスシーリングはさげ、社会保障、国民生活に直結す

る分野については実質水準を確保するよう要求。

全民労協の方針

全民労協は、六月二〇日、三役会議で「五九～六〇年度政策制度要求と提言」を決定し、政府・各省庁、各政党への申し入れをおこなうことを確認した。「要求と提言」は以下のとおり。

1 経済運営について

実質経済成長率五％程度の実現、五九年度消費者物価上昇率を二％程度にし、完全失業率を二％以下にすること。

2 昭和六〇年度予算編成について

増税なき財政再建を基本とし、社会保障関係費などは別として、防衛費など聖域を設けることなく歳出の思い切った削減を行うこと。

3 産業安定と雇用対策について

MEなどへの対応のため、中央・地方に政・労・使・学識経験者による合意形成の場を整備すること、また、労働時間を欧米先進国なみの水準とするよう早急に労基法を改正すること。

4 税制改革・減税の実施

不公平税制の是正と減税を実施すること。

5 高齢化社会への総合的政策の確立

厚生年金、船員保険と国民年金の統合・一元化については新たな給付水準の設定と負担のバランス、制度設計上の歪みの見直しを中心に改善すること。医療制変については老人保険制度の育成、診療・報酬体系、薬価基準と算定方式の見直しなど抜本的改革を行うこと。

統一労組懇の方針

統一労組懇は、九月一一～一二日の全国代表者会議で秋季年末闘争の方針を決めた。方針要点は以下のとおり。(1)政府予算編成および通常国会予算審議にむけて、国民生活擁護の課題を前面にかかげ、国民世論喚起、対政府要求署名行動を軸に全国的レベルの行動をおこなう。(2)要求署名の主要項目は、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実」「医療費本人一〇割給付復活、年金保険料引き上げ反対」「労基法改悪反対」「自治体むけ政府予算削減反対」「人勧完全実施」などである。(3)とりくみとしては、一〇月一六日～一二月中旬まで四次にわたる統一行動を展開、中央では集会、各省交渉をおこなうとしている。

公務員共闘一〇・二六統一スト

公務員共闘の秋季年末闘争は、八四年八月一〇日の人事院勧告(平均一万五五四一円、六・四四％)の完全実施を中心目標に進められた。まず九月一七～二四日、地方において集会、デモ、要請行動を〃連鎖動員行動〃としておこない、さらに、九月二五日～一〇月一日にはその一環として国会周辺で集会を実施し、関係省庁にたいして人勧完全実施の要請をおこなった。つづいて、一〇月二日、明治公園において、秋闘第一波中央行動として中央集会を開催、約一万八〇〇〇人の組合員を結集した。集会後、公務員共闘は総務庁、大蔵省、労働省と会見、交渉をおこなったが、人勧についての政府回答は具体的に示されなかった。

公務員共闘は、その後も大衆行動を背景に対政府要請行動を展開、一〇月一八～一九日には、第二波中央動員を実施、明治公園で一万七〇〇〇人の中央集会を開き、関係省庁に請願行動をおこなった。

その間、総評も、一〇月一二日、真柄事務局長らが坂本労相と会見、人勧の早期完全実施、労基法研究会中間報告は容認できないなどを申し入れた。また、同日、藤波官房長官にも社会党議員とともに申し入れをおこなった。一方、同盟も、一〇月一六日に後藤田総務庁長官と会見、人勧完全実施、「太陽と緑の週」休暇制度実現などを申し入れた。

一〇月一九日、労働四団体、公務員共闘、全官公の代表は藤波官房長官、坂本労相、後藤田総務庁官と会見、人勧の完全実施について「月内、できれば二四～二五日までに回答してほしい。政府の対応によっては、再びILOの場できびしい対応をせざるをえない。昨年のような給与表の作り替えはしないでほしい」と要請した。しかし、政府側から明確な回答を得ることはできなかった。

一〇月二五日、公務員共闘は総務庁長官と会見したが、人勧の内容、閣議決定の時期についての具体的な回答は得られなかった。そのため、翌二六日の統一ストを予定どおり打ちぬくことを常幹・戦術委合同委員会で決定。二六日は、自治労、日教組をはじめとして約九一万人が参加して、二時間を基本とした統一ストが実施された。

閣議、平均三・四%内に決定

労働団体や公務員共闘の人勧申し入れが波状的につづき、公務員共闘の時限ストが実施されるという状況のなかで、人勧問題はヤマ場を迎えた。一〇月三一日早朝、藤波官房長官をはじめとする政府側と総評、同盟など労働四団体、公務員共闘、全官公の代表との会談が開かれた。政府側は「完全実施は非常にきびしい。今日中に給与関係閣僚会議を開いて最終決定するので、ご理解願いたい」と述べた。同日、政府は、給与関係閣僚会議を開き、本年四月一日より平均三・四%内の給与改訂をおこなう、来年度以降は給与改訂後の官民格差が少なくとも本年度程度縮小されるよう努力するとの態度を決め、午後の持回り閣議で正式決定した。

この政府決定にたいして、同日、公務員共闘は、「使用者責任を放棄し、労使の信頼関係までも破壊する中曽根内閣にきびしく抗議する」との声明を発表した。総評は真柄事務局長談話で、同盟は田中書記長談話において、政府の態度を遺憾とすると述べた。社会、公明、共産、民社各党も完全実施を求めるなどの態度を表明した。また、人事院総裁も「勧告の内容と異なる結論に至ったことはきわめて遺憾である」との談話を発表した。

公務員共闘は、ILO結社の自由委による人勧不実施の日本政府の態度を批判した報告などを援用して、十一月二〇日、「三・四%内閣議決定にたいする公務員共闘の見解」をとりまとめ、総評主催の春闘討論会(十一月二六～二七日)で公表した。「見解」は、今回の閣議決定について(1)労働基本権の「代償措置」たる人勧制度の無視は憲法に違反する、(2)ILO勧告にも違背し、国際基準からみて「代償措置」の要求さえ満たしていない人勧制度であるが、その勧告さえ完全に実施しないのは、不法、不当である、と主張していた。

公務員共闘、全官公とも一二月の通常国会に向けて、集団要請行動、請願署名活動、中央行動などを野党とも連携して活発に展開した。都労連は、十一月三〇日、人勧完全実施を要求する時限スト(一時間)をおこなった。

給与法案は一二月一二日国会へ提出され、一九日衆院通過、二一日参院本会議で原案どおり可決、成立した。なお、二〇日、公務員共闘は社公民共同修正案の実現をめざし、秋闘第五波中央行動をおこなった。

八四年度の年末一時金闘争は、全日通がストに入った直後妥結するなどしたほかは、民間大手ではおおむねストを回避して妥結した。電機労連大手一二組合平均年間五・五六ヵ月(前年五・四四ヵ月)、一一月八日妥結、電力労連、一一月一五日に年間一一七万円(前年一一二万二〇〇〇円)で妥結、をはじめ一一月から一二月初めにかけて多くの組合で妥結をみた。全体として、前年とくらべ妥結額が上昇した組合が多かった。これは、八四春闘賃上げ額の水準が低位平準化傾向にあったことにたいする経営側の若干の配慮の反映ともみられるが、同時に日本経済の拡大基調を原動力とした企業経営の好転が背景にあった。

年末一時金妥結状況

労働省調べによる民間主要企業の年末一時金妥結状況(加重平均)は第73表のとおりである。

妥結額平均は、五七万五五七七円と前年(五四万七二五七円)を二万八三二〇円上回った。対前年伸び率は五・二%となり、伸び率としては、七六年以降の最低であった前年末(二・七%)とほうってかわり、増勢に転じた。

産業別に妥結額をみると、高いのは、新聞・放送(八二万五三一八円)で、証券(七三万七〇六九円)、水産・食料品(七三万六四六八円)、卸・小売(六四万五四六四円)とつづいている。反対にもっとも低いのは、鉱山(四二万七九〇一円)で、つぎに、繊維(四五万八七四二円)、電線(四七万二三〇七円)、車両(四八万八〇一〇円)という順になっている。また、対前年伸び率が高い産業は、紙・パルプ(一一・九%)、化学(九・二%)、繊維(八・四%)、ゴム製品(七・五%)などであり、低い産業は、マイナスを記録した鉄鋼、セメントなどであった。

同じく労働省調べで年間臨給実施状況をみると、年間臨給実施企業は一六九社で実施率五八・九%である。前年年末(一六五社、五七・三%)を一・六ポイントほど上回り、七四年に実施率が底について以来ではもっとも高い水準を記録した。これを実施形態別にみると、夏冬型が相変わらず一番多く一〇五社で年間臨給実施企業の六二・一%を占めている。つぎに冬夏型が多く五八社、三四・三%となっている。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
